

林業分野における人材確保を求める意見書

山林の多面的機能を維持するために必要な森林整備を担う人材が減少の一途をたどっている。国勢調査によると、昭和40年に約26万2,000人を数えた従事者は、直近の平成27年の調査で約4万5,000人と6分の1程度まで減少しているが、本県もその例外ではなく約1,600人まで減少した。

また、全産業において日本人の35歳未満の若年者層の割合が減少傾向にあるのに対し、林業では平成2年以降増加傾向で推移しているものの、就業者数減そのものの歯どめをかけるには至っていないことから、若者が林業の魅力や重要性について触れ、技能、技術等を学べる機会や環境をより一層充実させるとともに、人材確保の手段を充実させる必要があると考える。

政府は、我が国経済の多くの分野で見られる人材難に対応するため、人手不足が深刻な産業分野において技能を有する外国人労働者に更新可能な在留期間を与え、特定の職種に従事することを認める特定技能制度を新たに設けた。

また、新制度に先立っては、技能、技術または知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とした外国人技能実習制度が導入されている。同制度下では、3年以上の研修を重ね、一定水準以上の技能と日本語能力を習得した場合に、今般の特定技能制度へ試験免除で移行することができる。

担い手の不足が最も深刻化している林業において、特定技能制度1号、2号及び技能実習制度2号、3号の対象職種となっていないことから、国におかれは、次の事項につき、特段の措置を講じることを強く要望する。

- 1 林業の担い手育成のため、施策を一層充実させること。
- 2 日本の林業に従事したいと考える外国人の希望を叶えられる環境を整備すること。
- 3 特定技能制度1号及び技能実習制度2号の対象職種に林業を追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

} 様